

# 寝屋川市下水道事業

## 経営戦略



寝屋川市高宮ポンプ場

令和7年3月改定

寝屋川市上下水道局

# 目 次

## 第1章 はじめに

|                   |   |
|-------------------|---|
| 第1節 経営戦略策定及び改定の趣旨 | 1 |
| 第2節 経営戦略の位置付け     | 2 |
| 第3節 計画期間          | 3 |
| 第4節 経営戦略策定の基本方針   | 4 |

## 第2章 下水道事業の現状

|              |   |
|--------------|---|
| 第1節 組織       | 5 |
| 第2節 下水道事業の概要 | 8 |

## 第3章 下水道事業の経営状況

|                   |    |
|-------------------|----|
| 第1節 営業収益・営業費用の現状  | 12 |
| 第2節 収益・経常利益の現状    | 13 |
| 第3節 建設投資の現状       | 14 |
| 第4節 一般会計からの繰入金の現状 | 15 |
| 第5節 経営分析          | 16 |

## 第4章 投資・財政見通し

|              |    |
|--------------|----|
| 第1節 人口の推計    | 19 |
| 第2節 有収水量の予測  | 19 |
| 第3節 投資・財政見通し | 20 |

## 第5章 経営改善に向けた施策

|                |    |
|----------------|----|
| 第1節 『投資』における取組 | 22 |
| 第2節 『財源』における取組 | 24 |

## 第6章 投資・財政計画

## 第7章 経営戦略の事後検証、更新

|               |    |
|---------------|----|
| 第1節 事後検証、更新手法 | 30 |
| 第2節 指標・目標     | 31 |

## 第8章 用語集

## 第1章 はじめに

### 第1節 経営戦略策定及び改定の趣旨

寝屋川市の下水道事業は、汚水事業については流域関連公共下水道事業として、昭和44年度から事業着手し、順次、整備を推進し、現在は、処理区域内人口普及率約99.7%を達成しています。また、雨水事業については、古川雨水幹線整備事業をはじめとする雨水対策事業を推進しているところです。

今後、本市の下水道サービスを持続的に提供していくためには、人口減少等による下水道使用料の減少、施設の経年化による更新需要増大等の課題に対し、戦略的な投資計画、経費区分を明確化した上でのコスト縮減策等の施策を進め、より一層の経営の効率化と経営基盤の強化を図ることが求められます。

この度、令和2年3月に策定した上下水道事業経営戦略が計画期間の中間年度を迎えることから、策定以降の下水道事業を取り巻く状況の変化等を踏まえ、今後10年間の投資・財政計画を整理し、下水道事業経営戦略として改定するものです。



寝屋川市の街並み

## 第2節 経営戦略の位置付け

### 1 総務省の要請

経営戦略は、総務省から平成26年8月29日に通知された「公営企業の経営に当たっての留意事項について（総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）」により、全ての公営企業を対象として正式に策定の要請が出されています。

その後、平成27年6月30日に閣議決定された「経済・財政再生計画」（経済財政運営と改革の基本方針2015第3章）では、「経営戦略の策定を通じ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。」こととされ、更に平成27年12月24日に経済財政諮問会議において決定された「経済・財政再生計画改革工程表」では、その改革の成果を図る指標として「収支赤字事業数」の減少や「経営戦略」の策定率が設定されました。

以上の背景を踏まえて、総務省から「経営戦略」の策定を支援するため、平成28年1月26日に「経営戦略」の策定推進について（総財公第10号、総財営第2号、総財準第4号）」が出されました。

また、総務省から令和4年1月25日に「経営戦略」の改定推進について（総財公第6号、総財営第1号、総財準第2号）」が出され、本通知においては改定の支援策を含む、以下の3項目が示されています。

#### (1) 策定の推進について

- ・令和7年度までに「経営戦略」の見直し率を100%

#### (2) 支援措置について

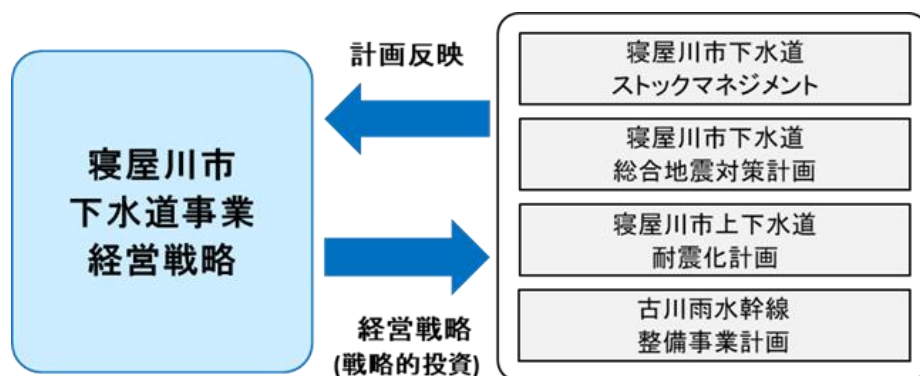
- ・「経営戦略策定・改定マニュアル」及び「経営戦略の策定に関するQ&A」の改定
- ・人的支援として「経営・財務マネジメント強化事業」の創設
- ・「経営戦略確認リスト」の見直し

#### (3) その他

- ・令和8年度から「経営戦略」の改定を要件とし、「下水道事業の高資本費対策」に要する経費に係る地方交付税措置を講じる。

## 2 経営戦略の位置付け

下水道事業における取組に対して、投資・財政見通しを明確化し、経営戦略として取りまとめることで、事業全体の経営状況を俯瞰した上で、投資・財政計画の裏付けに基づき、各取組への戦略的な投資を進めていくものとします。



### 第3節 計画期間

#### 1 経営戦略

経営戦略の策定に当たっては、投資・財政の中長期経営見通しを試算する必要があり、計画期間内の収支見通しである「投資・財政計画」を、「投資試算」を始めとする支出と「財源試算」により示される収入が均衡した形で策定し、事業、サービスの提供を安定的に継続するために必要な施設・設備に対する投資を適切に見込む必要があります。

そのため、下水道事業における経営戦略の計画期間は、総務省「経営戦略策定・改定ガイドライン」に準拠し、計画期間を10年間と設定し、計画目標年次を「令和16年度」とします。

#### 【経営戦略 計画期間】

令和7年度～令和16年度（10か年）

#### 2 中長期経営見通し

公営企業は支出の中心である投資について、計画期間内に合理的に実施する形での「投資試算」を取りまとめ、また、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としていることを踏まえ、計画期間内に必要財政負担を賄う「財源試算」を取りまとめる必要があります。

また、「投資試算」や「財源試算」は、経営に不可欠の施設の維持更新の見通しを立てるため、施設の耐用年数等を踏まえて、計画期間に限らず可能な限り長期間（原則として30年から50年超）かつ複数の推計パターンで行い、その推計結果及びそれに基づく中長期の見通しも設定する必要があります。

そのため、中長期経営見通しの試算期間として、総務省「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び平成26年8月29日に提示された「「公営企業の経営に当たっての留意事項について」第2.（3）「投資試算」の取りまとめ」に示される次の記載事項に準拠し、試算の期間を50年と設定します。

#### （3）「投資試算」の取りまとめ

公営企業の支出の中心である投資について、計画期間内に合理的に実施する形での「投資試算」を取りまとめること。

その際、以下の点に取り組むことが望ましい。

##### ① 施設・設備の現状把握・分析、将来予測

「投資試算」を取りまとめる前提として、公営企業が有する施設・設備の実状を適切に把握し、規模・能力、老朽化・劣化の状況や使用可能年数等について分析すること。

あわせて、施設・設備の新規・更新需要額等の将来試算を行うこと。将来試算は可能な限り長期間（30年～50年超）であることが望ましいこと。

出典：「公営企業の経営に当たっての留意事項について」P5

#### 【中長期経営見通し 算定期間】

令和7年度～令和56年度（50か年）

#### 第4節 経営戦略策定の基本方針

汚水事業については、処理区域内人口普及率約99.7%を達成し整備事業は概成したため、今後は経年化した施設の改築・更新が課題となってきます。今後の更新需要も見据え、適正な使用料収入の確保、汚水処理費の抑制に向けた施策を検討します。

雨水事業については、古川雨水幹線整備事業を計画的に取り組んでおり、これらの事業を踏まえた投資・財政計画を検討します。



寝屋川市上下水道局庁舎

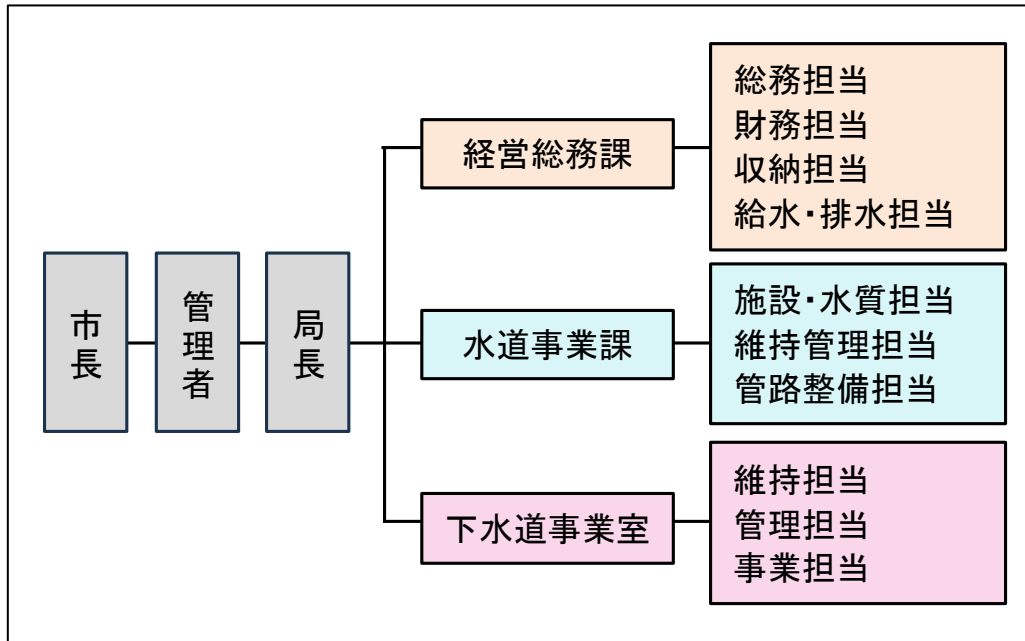
## 第2章 下水道事業の現状

### 第1節 組織

#### 1 組織の状況

平成25年4月1日から寝屋川市下水道事業に地方公営企業法の全てを適用したことに併せて、水道事業との組織統合を行い、『寝屋川市上下水道局』が発足しました。

◎令和6年4月1日現在上下水道局の機構図◎



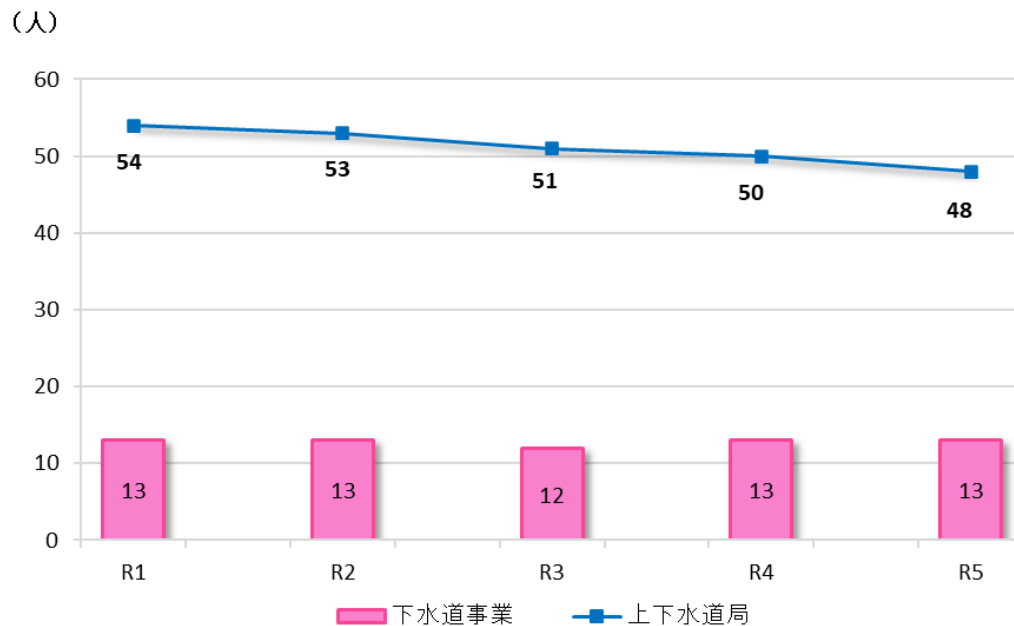
◎担当の事務分掌◎

| <div> <b>経営総務課</b> <small>※水道事業含む</small> </div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 文書の收受発送及び保管並びに公印の管理に関する事。</li> <li>(2) 条例、規程等の制定及び改廃の事務に関する事。</li> <li>(3) 職員の任免、給与、分限、賞罰及び服務に関する事。</li> <li>(4) 職員の保健衛生、福利厚生、労務及び公務災害補償に関する事。</li> <li>(5) 公有財産の取得、管理及び処分に関する事。</li> <li>(6) 車両の管理等に関する事。</li> <li>(7) 庁舎の維持管理に関する事。</li> <li>(8) 入札関係事務並びに請負契約及び委託契約に関する事。</li> <li>(9) 上下水道施設の拡張、整備及び改良並びに受託工事の完成検査に関する事。</li> <li>(10) インターネットの運用及び情報提供に関する事。</li> <li>(11) 局内の総合調整に関する事。</li> <li>(12) 局の庶務に関する事。</li> <li>(13) 予算及び決算に関する事。</li> <li>(14) 財政計画及び資金計画に関する事。</li> <li>(15) 業務及び計理状況の報告に関する事。</li> <li>(16) 企業債及び一時借入金に関する事。</li> <li>(17) 事業経営の調査及び分析に関する事。</li> <li>(18) 現金、有価証券及び物品の出納保管に関する事。</li> <li>(19) 出納取扱金融機関等の指定に関する事。</li> <li>(20) 前号までに掲げるもののほか、局内の他課の所管に属さない財務処理に関する事。</li> <li>(21) 流域下水道事業の連絡調整に関する事。</li> <li>(22) 水道料金、下水道使用料及び都市計画下水道事業受益者負担金の調定及び徴収業務に関する事。</li> <li>(23) 給水停止処分に関する事。</li> <li>(24) 上下水道使用に関する諸届に関する事。</li> <li>(25) 使用水量の計量及び認定に関する事。</li> <li>(26) 量水器の維持管理に関する事。</li> <li>(27) 給水装置及び給配水装置工事の受付、設計審査、各種申請及び竣工検査に関する事。</li> <li>(28) 貯水槽水道の新設に係る調整指導に関する事。</li> <li>(29) 給水装置工事事業者の指定及び当該指定の取消し等に関する事。</li> <li>(30) 指定給水装置工事事業者の指導監督に関する事。</li> <li>(31) 違反の給水装置工事に対する指導監督に関する事。</li> <li>(32) 給水装置に係る加入金及び手数料等の認定に関する事。</li> <li>(33) 排水設備に関する事。</li> <li>(34) 公共下水道に係る工場等への指導及び調査に関する事。</li> <li>(35) 水洗便所改造資金の助成及び融資あっせんに関する事。</li> </ol> |
| <div> <b>下水道事業室</b> </div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共下水道事業計画の策定に関する事。</li> <li>(2) 公共下水道工事の施行に関する事。</li> <li>(3) 下水道台帳の整備及び管理に関する事。</li> <li>(4) 下水道施設の維持管理に関する事。</li> <li>(5) 災害復旧事業の設計、施工及び監督に関する事。</li> <li>(6) 開発行為に係る排水施設の行政指導に関する事。</li> <li>(7) 公共下水道の雨水対策に関する事。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

## 2 職員の状況

平成25年度に寝屋川市上下水道局が発足したことに伴い、水道事業、下水道事業の管理部門に共通する事務を集約するなどのスリム化、効率化を図りました。また、簡素で効率的な事業を目標に、各事業において業務の一部を民間事業者に委託するなど、業務効率化による人員の適正化を進め、経費の節減に努めています。

### ◎年度別職員数の推移◎



※再任用短時間勤務職員・会計年度任用職員は含まない。  
※各年度末人員

## 3 組織の見通し

今後も引き続き、効率的な事務執行を努めるとともに、安全な下水道サービスを安定的に供給することができる執行体制について、不断の検討を行っていきます。

一方で、ベテラン職員の退職による技術力の低下が今後課題になることが予測されます。若手技術職員の育成体制について配慮していくとともに、運営基盤の強化を目指して広域的な連携のあり方を検討していきます。

## 第2節 下水道事業の概要

### 1 事業概要

寝屋川市下水道事業は、市街地の雨水排除を目的として、昭和37年度に都市下水路事業として始まりました。その後、昭和40年度に大阪府が日本初の流域下水道である寝屋川北部流域下水道事業に着手したことで連動して、昭和44年度から流域関連公共下水道事業に着手しました。

#### ◎下水道事業の概要◎

| 項 目       | 内 容        |
|-----------|------------|
| 供用開始年月日   | 昭和47年7月10日 |
| 計画処理人口    | 196,600人   |
| 現在処理区域内人口 | 224,548人   |
| 現在水洗化人口   | 221,741人   |

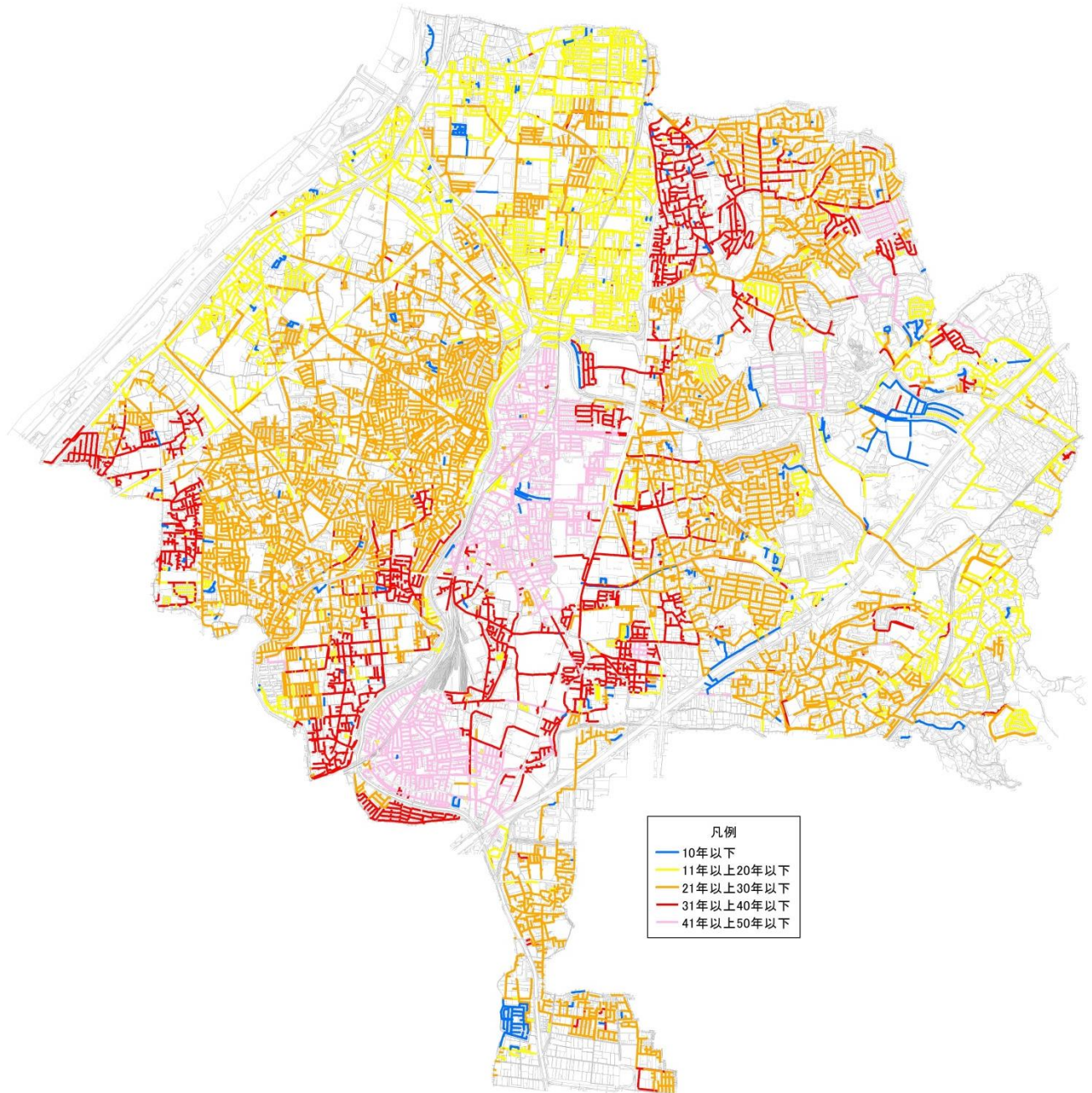
(R6.3.31現在)

## 2 施設の状況

### (1) 施設概要

下水道事業の汚水処理施設については、市の全域に管渠を敷設しており、行政人口の99.7%が利用可能となっています。

雨水処理施設については、高宮ポンプ場と南前川ポンプ場等の維持管理を行うとともに、現在は、古川雨水幹線の整備を進めています。



出典：寝屋川市下水道ストックマネジメント実施方針

## (2) 施設の諸元

## ◎下水道施設の諸元◎

| 用途 |   |   | 延長     |
|----|---|---|--------|
| 汚  | 水 | 管 | 402 km |
| 合  | 流 | 管 | 136 km |
| 雨  | 水 | 管 | 152 km |
| 計  |   |   | 690 km |

(R6.3.31現在)

## (3) 資産の老朽化状況

令和5年度末時点における管渠老朽化率は3.95%ですが、今後老朽化は進んでいく見込みです。

平成30年度に策定した「寝屋川市下水道ストックマネジメント実施方針」では、寝屋川市下水道事業が現在保有している施設・管路における100年程度の更新需要を試算しました。

下水道施設・管路は、設置環境や使用状況によっては標準耐用年数以上の期間、使用できる場合があります。例えば管路を標準耐用年数経過ごとに改築する場合の投資額試算結果は、今後100年の総事業費約1,570億円、更新需要が集中する時期の最大需要は年約52.5億円となりました。

そこで点検・調査の結果に基づき緊急度Ⅰを生じさせない改築を行うために必要な投資額を試算したところ、今後100年間の総事業費で約912億円、最大需要は約13.6億円となりました。

令和4年度からは寝屋川市下水道ストックマネジメント実施方針に基づき、下水道管路点検調査を実施しており、引き続き計画的な点検・調査及び修繕・改築を行う必要があります。

### 3 使用料の状況

#### (1) 現在の使用料体系

下水道使用料は、消費税の転嫁を除くと、平成21年4月の改定を最後としています。使用料体系は、一般汚水に基本料金が設定され、多く使用するほど1m<sup>3</sup>当たりの単価が段階的に高くなる用途別逓増型従量料金制を採用しています。使用料の計算方法は、基本料金及び使用水量に応じた超過料金に消費税等相当額を加算し算出しています。

#### ◎下水道使用料体系◎

| 用途区分 | 基本料金  |      | 超過料金       |               |
|------|-------|------|------------|---------------|
|      | 汚水量   | 料金   | 汚水量        | 料金<br>(1㎡につき) |
| 一般汚水 | ～8㎡   | 652円 | 9～20㎡      | 128円          |
|      |       |      | 21～30㎡     | 157円          |
|      |       |      | 31～50㎡     | 194円          |
|      |       |      | 51～100㎡    | 216円          |
|      |       |      | 101～200㎡   | 247円          |
|      |       |      | 201～300㎡   | 268円          |
|      |       |      | 301～500㎡   | 284円          |
|      |       |      | 501～1,000㎡ | 290円          |
|      |       |      | 1,001㎡～    | 296円          |
| 浴場汚水 | 1㎡につき |      |            | 29円           |

#### (2) 使用料の考え方

下水道事業は独立採算制を原則とする地方公営企業であり、主に使用料収入により施設を運営することが基本とされています。このため、施設の維持管理や更新事業を適切な時期に実施しながら、資金不足が生じない使用料水準の設定としています。

#### (3) 経費回収率

経費回収率は、使用料単価と汚水処理原価との関係を見るものであり、経費回収率が100%を下回っている場合、汚水処理にかかる費用が下水道使用料以外の収入で賄われていることを意味します。



### 第3章 下水道事業の経営状況

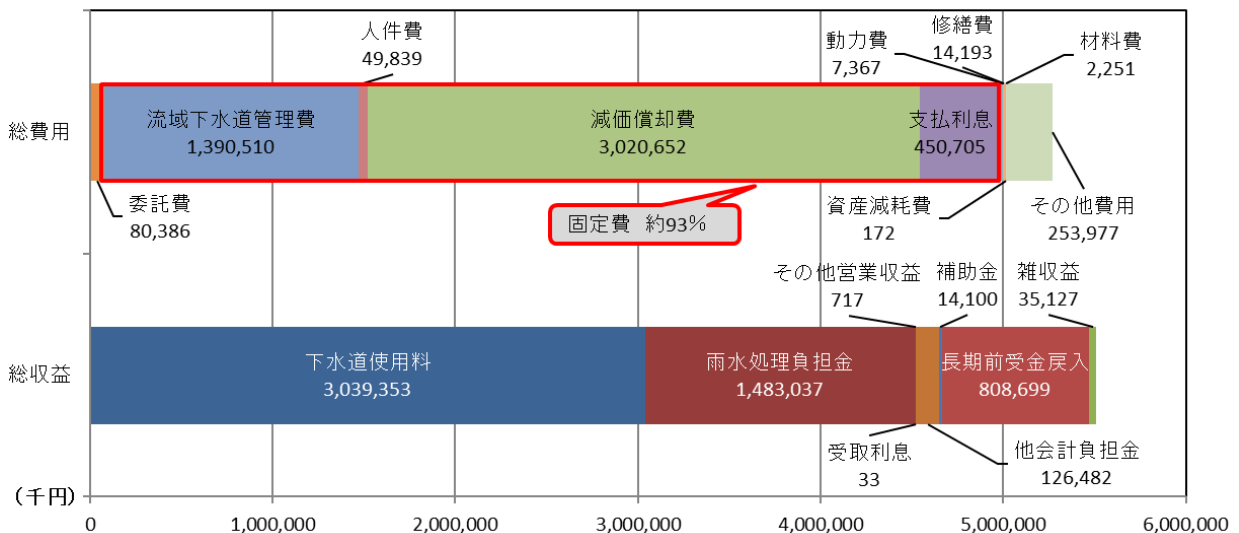
#### 第1節 営業収益・営業費用の現状

令和5年度の総収益の内訳では、総収益の約55%が下水道使用料収入となり、収益の過半を占めています。

一方で、総費用の内訳は、本市は単独で終末処理場を保有せず、全ての汚水を寝屋川北部流域下水道で処理していることから、流域下水道管理費が26%を占めています。さらに、流域下水道管理費をはじめとする毎年度の固定費である、人件費、減価償却費、支払利息が全体の約93%となっています。

固定費は、有収水量の多寡には関係なく下水道施設を適正に維持していくために固定的に必要とされる費用であるため、削減していくことが難しい費用です。そのため、費用削減には固定費以外の7%を対象とする費用削減を不断に検討、実施する必要があります。

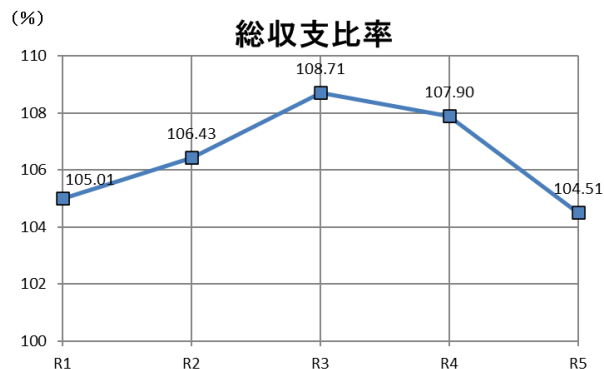
#### ◎令和5年度の総収益と総費用◎



#### ◎関連指標◎

総収支比率は、5年間を通して100%以上となっています。

総収支比率は、総収益の総費用に対する割合を示し、100%以上であることが望ましいとされています。

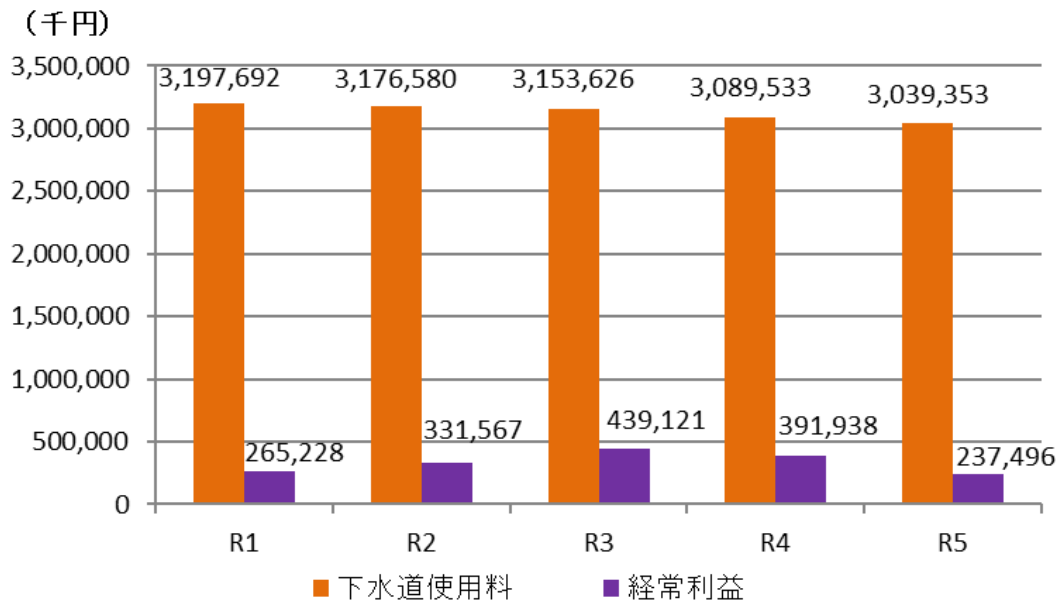


## 第2節 収益・経常利益の現状

現在、人口減少による下水道利用者の減少等により、収益（下水道使用料収入）は減少傾向にあります。

過去5年間の実績では、収益は減少傾向にあるものの、経常経費の節減により、経常利益を確保することができています。

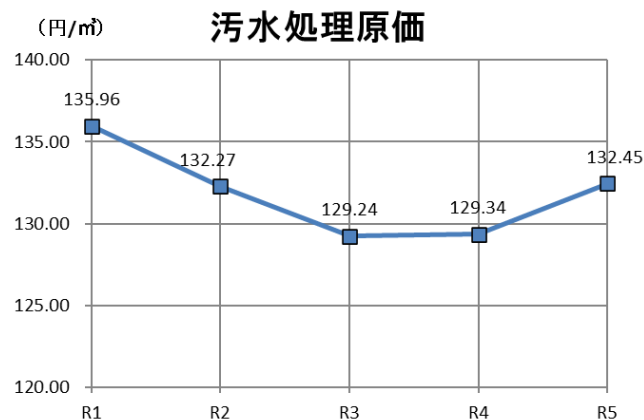
### ◎下水道使用料収益と経常利益の実績◎



### ◎関連指標◎

総有収水量 1 m<sup>3</sup> 当たりについて、どれだけ費用がかかっているかを示すのが汚水処理原価です。汚水処理原価は令和4年度までは低下傾向ですが、令和5年度は上昇しています。

令和4年度における類似団体平均は 111.88 円/m<sup>3</sup>、全国平均は 138.29 円/m<sup>3</sup> となり、比較すると、類似団体平均と全国平均の中間程度で汚水処理サービスを提供できていることがわかります。

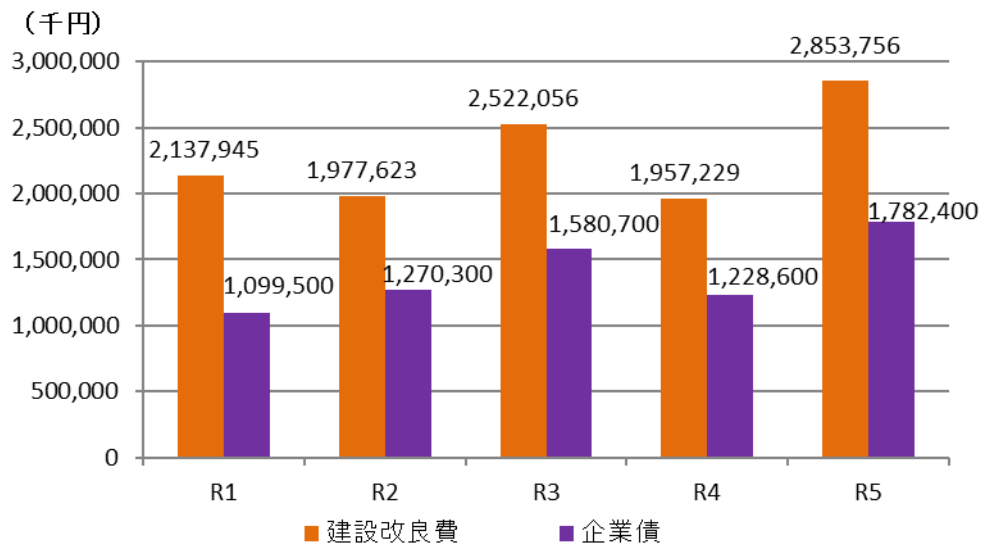


### 第3節 建設投資の現状

有収水量の減少や下水道施設が更新時期を迎えることを踏まえて、将来にわたって汚水処理を安定的に続けるため、寝屋川市下水道ストックマネジメント実施方針、寝屋川市下水道総合地震対策計画・寝屋川市上下水道耐震化計画において今後の下水道事業の施設更新の方向性を示しました。

過去5年間の実績では、年度によって建設改良費（投資額）は変動しています。これは、高宮ポンプ場整備事業等の雨水対策事業に年次的に取り組んでいることによるものです。企業債の借入は、多額になるほど将来世代に負担がかかります。世代間の公平性を保つため、自己資金との調整を図りつつ、借入額を検討しています。

#### ◎建設改良費と企業債の実績◎

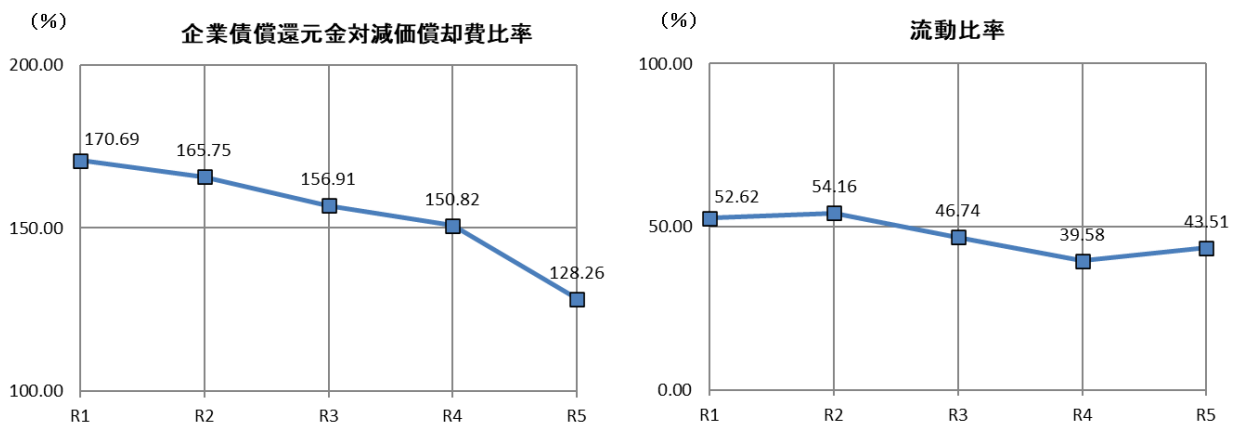


※企業債は、建設改良費に係るものだけを示す

### ◎関連指標◎

企業債償還元金対減価償却費比率は、投下資本の回収と再投資との間のバランスを見る指標です。一般的にこの比率が100%を超えると再投資を行うに当たって企業債等の外部資金に頼らざるを得なくなります。当指標は減少傾向となっていますが100%を超えており、企業債等の外部資金に頼っている状況となっているため、今後の事業運営においても、自己資金の動向を注視し、投資とのバランスを調整していく必要があります。

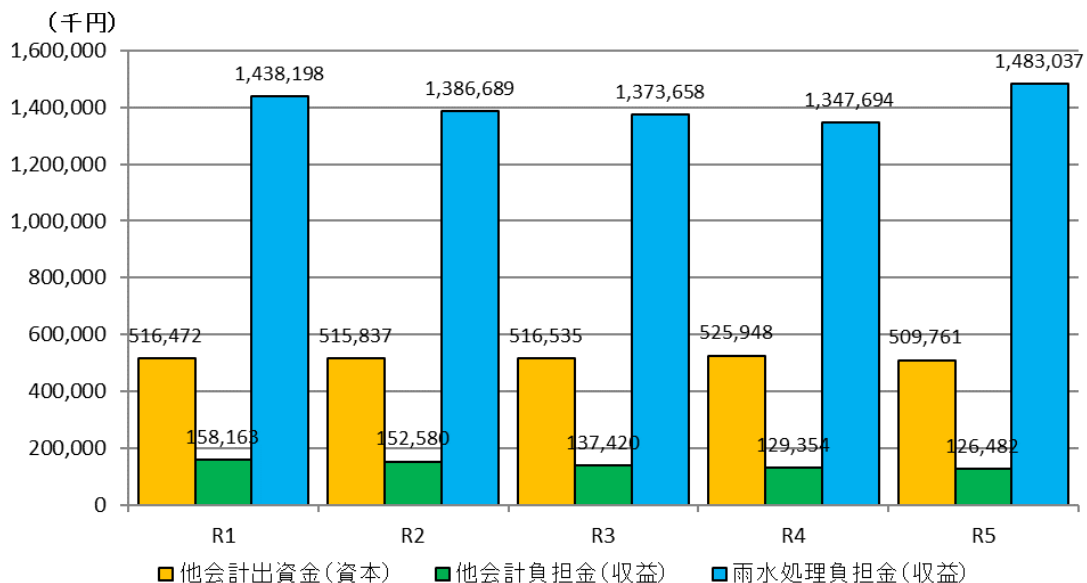
流動比率は、流動負債に対する支払い手段としての流動資産の割合を示し、短期債務に対する支払能力を見る指標です。100%以上で、より数値が高いと安全性が高いことを示しますが、本市下水道事業は50%を下回る水準です。今後については、将来見込まれる建設投資に備えて、継続的かつ計画的に資金積立を行っていく必要があります。



### 第4節 一般会計からの繰入金の現状

収益的収支で雨水処理負担金と他会計負担金、資本的収支で他会計出資金として一般会計から繰入れを受けています。総務省の基準に定められた繰入れであり、基準外の繰入れはありません。

### ◎一般会計からの繰入金の実績◎



## 第5節 経営分析

### 1 経営分析の方法

総務省発行の「下水道事業経営指標」及び「経営比較分析表」を比較指標とし、経営分析・診断を行います。

寝屋川市下水道事業の類型を求め、類似団体と数値を比較・検討することにより、問題点や特殊性を明確にします。

#### ◎分類区分とその考え方◎

◇寝屋川市類型区分……A a 1

①処理区域内人口：10万人以上 A

②有収水量密度：7.5千m<sup>3</sup>/ha～ a

③供用開始後年数：25年以上 1

◇比較する事業体

- ・全国の類似団体（67事業）：令和4年度
- ・全国の事業体（1,174事業）：令和4年度

#### ① 処理区域内人口別区分：

政令市等の事業

- A. 処理区域内人口 10 万人以上の事業
- B. 処理区域内人口 5 万人以上 10 万人未満の事業
- C. 処理区域内人口 1 万人以上 5 万人未満の事業
- D. 処理区域内人口 5 千人以上 1 万人未満の事業
- E. 処理区域内人口 5 千人未満の事業

#### ② 有収水量密度別区分：

政令市等の事業

- a. 有収水量密度 7.5 千m<sup>3</sup>/ha 以上の事業
- b. 有収水量密度 5 千m<sup>3</sup>/ha 以上 7.5 千m<sup>3</sup>/ha 未満の事業
- c. 有収水量密度 2.5 千m<sup>3</sup>/ha 以上 5 千m<sup>3</sup>/ha 未満の事業
- d. 有収水量密度 2.5 千m<sup>3</sup>/ha 未満の事業

#### ③ 供用開始後年数別区分：

政令市等の事業

- 1. 供用開始後 25 年以上の事業
- 2. 供用開始後 15 年以上 25 年未満の事業
- 3. 供用開始後 5 年以上 15 年未満の事業
- 4. 供用開始後 5 年未満の事業

## 2 経営分析の結果

| 経営指標         |                                                                                                                                              | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 類似団体<br>(Aa1) 平均<br>令和4年度 | 全国平均<br>令和4年度 | 令和5年度  |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|--------|---------------------------|---------------|--------|
| 施設の<br>効率性   | 水洗化率(%)                                                                                                                                      | 98.50  | 98.60  | 98.60  | 98.70  | 97.53                     | 95.82         | 98.75  |
|              | 「現在水洗便所設置済人口/現在処理区域内人口×100」で求められる。高いほど良い。<br>「類似団体(Aa1)平均」、「全国平均」と比べ、高い水準にあり水洗化が進んでいる状況である。                                                  |        |        |        |        |                           |               |        |
| 経営の<br>効率性   | 使用料単価(円/㎡)                                                                                                                                   | 137.31 | 135.27 | 135.63 | 135.32 | 115.16                    | 134.81        | 134.95 |
|              | 「使用料収入/年間有収水量」で求められる。<br>「類似団体(Aa1)平均」より高く、「全国平均」と同水準で推移している。現状は汚水処理原価を超える使用料単価であるため安定的な経営を実施できている。今後は人口動態の変化、物価変動等の社会変化により汚水処理原価が高まる可能性がある。 |        |        |        |        |                           |               |        |
|              | 汚水処理原価(円/㎡)                                                                                                                                  | 135.96 | 132.27 | 129.24 | 129.34 | 111.88                    | 138.29        | 132.45 |
|              | 「汚水処理費/年間有収水量 ※汚水処理費＝汚水に係る維持管理費＋資本費」で求められる。低いほど良い。<br>「全国平均」と比べると低いものの、「類似団体(Aa1)平均」よりは高い水準となっている。<br>物価高騰等の影響により汚水処理費の増大が見込まれる。             |        |        |        |        |                           |               |        |
| 経営の<br>効率性   | 経費回収率(%)                                                                                                                                     | 100.99 | 102.27 | 104.94 | 104.63 | 101.87                    | 97.61         | 101.89 |
|              | 「使用料収入/汚水処理費×100」で求められる。高いほど良い。<br>100%以上を継続的に維持でき、「類似団体(Aa1)平均」、「全国平均」と比べても、高い水準にあり良好な数値で推移している。                                            |        |        |        |        |                           |               |        |
| 経営の<br>効率性   | 職員1人当たりの<br>処理区域内人口(人/人)                                                                                                                     | 13,562 | 13,472 | 12,661 | 14,131 | 6,340                     | 3,979         | 13,209 |
|              | 「現在処理区域内人口/職員数」で求められる。高いほど良い。<br>「類似団体(Aa1)平均」、「全国平均」と比べると、非常に高い数値であり、少ない職員数で多くの住民に対するサービス提供を実施できている状況である。                                   |        |        |        |        |                           |               |        |
| 財政状態の<br>健全性 | 総収支比率(%)                                                                                                                                     | 105.01 | 106.43 | 108.71 | 107.90 | 107.60                    | 107.40        | 104.51 |
|              | 「総収益/総費用×100」で求められる。高いほど良い。<br>「類似団体(Aa1)平均」、「全国平均」と比べ、同一程度の水準にあり良好な数値で推移している。<br>令和5年度は流域下水道管理費、減価償却費の増大により数値が下落している。                       |        |        |        |        |                           |               |        |
|              | 経常収支比率(%)                                                                                                                                    | 105.01 | 106.41 | 108.70 | 107.90 | 107.29                    | 106.11        | 104.51 |
|              | 「経常収益/経常費用×100」で求められる。高いほど良い。<br>「類似団体(Aa1)平均」、「全国平均」と比べ、同一程度の水準にあり良好な数値で推移している。<br>令和5年度は流域下水道管理費、減価償却費の増大により数値が下落している。                     |        |        |        |        |                           |               |        |
| 財政状態の<br>健全性 | 流動比率(%)                                                                                                                                      | 52.62  | 54.16  | 46.74  | 39.58  | 100.73                    | 73.44         | 43.51  |
|              | 「流動比率(%)＝流動資産/流動負債×100」で求められる。100%以上で、より高い方が安全性が高い。<br>100%を下回っており、「類似団体(Aa1)平均」、「全国平均」と比べても低い水準で推移している。                                     |        |        |        |        |                           |               |        |

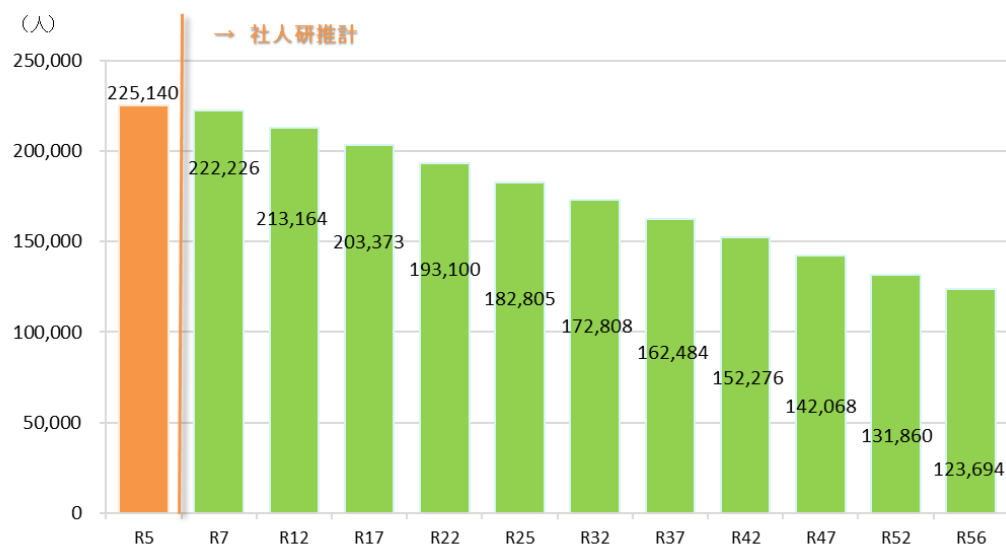
| 経営指標     |                          | 令和元年度                                                                                                                                                                       | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 類似団体<br>(Aa1) 平均<br>令和4年度 | 全国平均<br>令和4年度 | 令和5年度  |
|----------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|---------------------------|---------------|--------|
| 財政状態の健全性 | 累積欠損金比率(%)               | 0.00                                                                                                                                                                        | 0.00   | 0.00   | 0.00   | 0.90                      | 3.15          | 0.00   |
|          |                          | 「当年度未処理欠損金/(営業収益-受託工事収益)×100」で求められる。0%であることが求められる。<br>寝屋川市下水道事業では累積欠損金が発生していない。                                                                                             |        |        |        |                           |               |        |
|          | 企業債残高対事業規模比率(%)          | 922.78                                                                                                                                                                      | 901.83 | 873.20 | 855.65 | 481.88                    | 652.82        | 813.31 |
|          |                          | 「(企業債現在高-一般会計負担額)/(営業収益-受託工事収益-雨水処理負担金)×100」で求められる。低いほど良い。<br>下降傾向にあるものの、「類似団体(Aa1)平均」、「全国平均」と比べ、依然高い水準にあり事業規模に対する借入額が多い状況である。                                              |        |        |        |                           |               |        |
|          | 企業債償還元金対減価償却費比率(%)       | 170.69                                                                                                                                                                      | 165.75 | 156.91 | 150.82 | -                         | -             | 128.26 |
|          |                          | 「建設改良のための企業債償還元金/(減価償却費-長期前受金戻入)×100」で求められる。<br>企業債償還元金の減価償却費に対する割合。<br>下降傾向にあるものの、依然100%を上回っており、更新投資において企業債等の外部資金に頼らざるを得ない水準である。                                           |        |        |        |                           |               |        |
| 老朽化の状況   | 自己資本構成比率(%)              | 42.47                                                                                                                                                                       | 44.45  | 45.91  | 47.66  | 67.40                     | 63.70         | 48.77  |
|          |                          | 「(資本合計+繰延収益)/負債・資本合計×100」で求められる。高いほど良い。<br>上昇傾向にあるものの、「類似団体(Aa1)平均」、「全国平均」と比べると低い水準で推移している。                                                                                 |        |        |        |                           |               |        |
|          | 処理区域内人口1人当たりの企業債残高(千円/人) | 202.61                                                                                                                                                                      | 196.15 | 190.28 | 182.96 | 102.00                    | 177.00        | 177.16 |
|          |                          | 「地方債現在高/現在処理区域内人口×100」で求められる。低いほど良い。<br>「類似団体(Aa1)平均」と比較すると依然高い水準であるが、下降傾向にあり「全国平均」と同水準まで改善している状況である。                                                                       |        |        |        |                           |               |        |
|          | 有形固定資産減価償却率(%)           | 21.04                                                                                                                                                                       | 23.96  | 26.92  | 27.08  | 26.87                     | 39.74         | 29.86  |
|          |                          | 「有形固定資産減価償却累計額/償却対象有形固定資産帳簿原価×100」で求められる。<br>有形固定資産の減価償却の進展の割合。値が大きいほど、古い資産が多いことを示す。<br>「全国平均」と比べると低い水準であるが、「類似団体(Aa1)平均」と比べると高い水準となっており、当該指標も上昇傾向であることから資産の老朽化が進んでいる状況である。 |        |        |        |                           |               |        |
| 老朽化の状況   | 管渠老朽化率(%)                | 0.00                                                                                                                                                                        | 0.00   | 0.71   | 2.31   | 12.40                     | 7.62          | 3.95   |
|          |                          | 「法定耐用年数を超過した管渠延長/下水道布設延長×100」で求められる。<br>法定耐用年数を超過した管渠延長の割合。管渠の老朽化度を示す。<br>「類似団体(Aa1)平均」、「全国平均」と比べ低い水準にあり、健全な数値を維持できている。                                                     |        |        |        |                           |               |        |
|          | 管渠改善率(%)                 | 0.00                                                                                                                                                                        | 0.00   | 0.42   | 0.02   | 0.16                      | 0.23          | 0.01   |
|          |                          | 「改善(更新・改良・修繕)管渠延長/下水道布設延長×100」で求められる。<br>当該年度に更新した管渠延長の割合。管渠の更新ペースや状況を示す。<br>年度によりバラつきがある状況である。                                                                             |        |        |        |                           |               |        |

## 第4章 投資・財政見通し

## 第1節 人口の推計

最新の人口動態を反映させるため、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）の推計値（日本の地域別将来推計人口（令和5年推計））に基づいて経営戦略を改定します。

## ◎将来の人口推計(社人研)◎

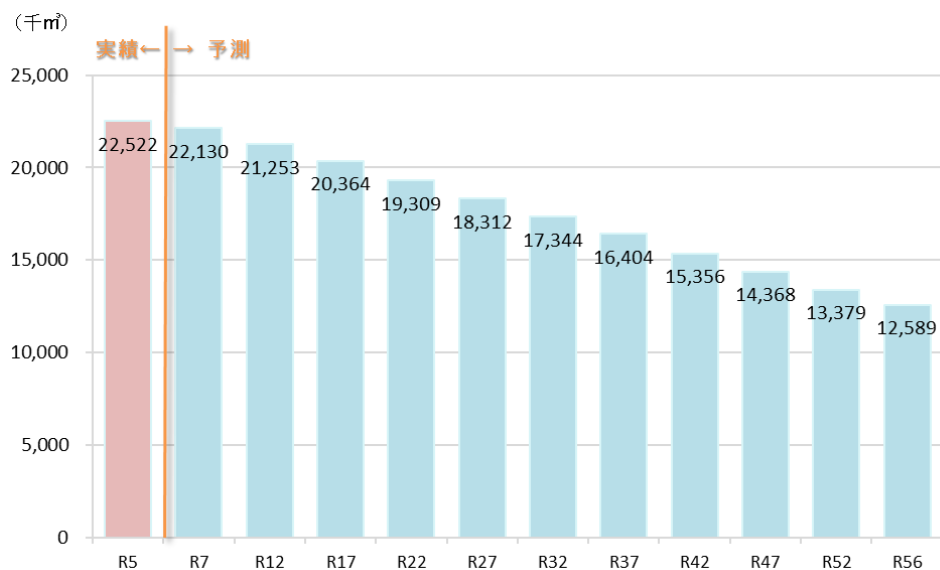


※令和37年度以降は社人研推計の推計期間外であるため、独自に推計

## 第2節 有収水量の予測

令和5年度の実績値を基準とし、将来の人口推計を見込んで予測をします。

## ◎有収水量の予測◎



### 第3節 投資・財政見通し

#### 1 基本条件

寝屋川市下水道事業は昭和44年の事業着手以来、順次処理区域を拡大してきました。その結果、現在では処理区域内人口普及率は99.7%に達し、市内のほぼ全域で下水道が使用できる状況となりました。

今後は、人口減少などの要因から有収水量の低減が想定され、下水道使用料は減っていく一方で、処理区域拡張時期に整備した下水道管路は順次、更新時期を迎えます。

そこで、下水道ストックマネジメント実施方針を策定し、下水道資産を健全に運用しつつ、改築更新投資の平準化及び下水道総合地震対策計画・上下水道耐震化計画による耐震対策について検討しました。

現在、事業計画に基づき、雨水排水能力を増強するための雨水幹線整備を進めるとともに、既存ポンプ場・管路の更新工事を進めています。

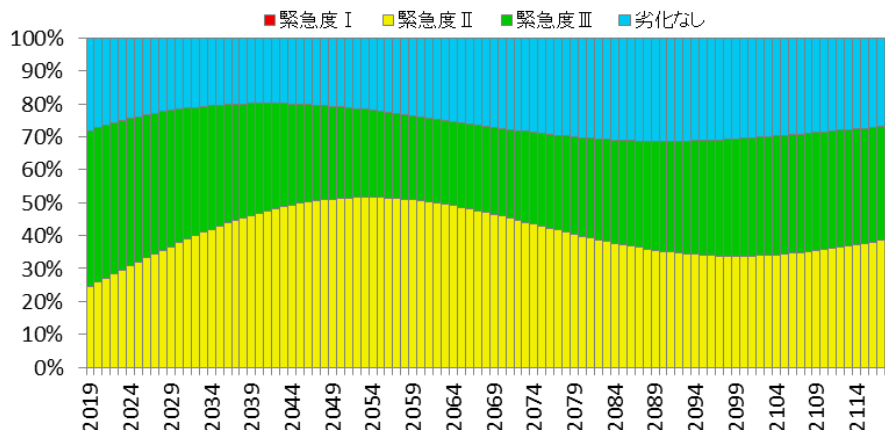
これらの内容を踏まえ、以下の基本条件のもとで今後の投資計画を策定します。

#### ◎基本条件◎

- ◆ 古川雨水整備事業計画に基づいた雨水幹線整備を実施
- ◆ 下水道ストックマネジメント実施方針に基づいた既存ポンプ場・管路の更新を実施
- ◆ 管路の長寿命化工事は緊急度Ⅰを生じさせないことを基本とする
- ◆ 下水道総合地震対策計画・上下水道耐震化計画に基づいた耐震対策を段階的に実施

#### ◎管路の健全度推移◎

| 緊急度 |      | 緊急度の基準                    |
|-----|------|---------------------------|
|     | 緊急度Ⅰ | 速やかに対策が必要                 |
|     | 緊急度Ⅱ | 簡易な対応により必要な対策を5年未満まで延長できる |
|     | 緊急度Ⅲ | 簡易な対応により必要な対策を5年以上に延長できる  |
|     | 劣化無し | 特別な対策を講じる必要が無い            |



## 2 投資の見通し

下水道ストックマネジメント実施方針では、投資限度額を設定した上で、ポンプ場施設については目標耐用年数での改築を、管路については点検・調査結果に基づき緊急度Ⅰを生じさせない改築を、それぞれ試算したところ、標準耐用年数ごとに改築する場合に比べて最大投資額をポンプ場で約3%、管路で約74%の削減が可能との結果を得ました。基準年数の設定は、適正な維持管理による機能保全や技術的な知見に基づき安全性を十分に考慮した上で、可能な限り既存施設を長期間活用することとしています。

下水道総合地震対策計画では、下水道施設について、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための耐震化および被災した場合の下水道機能の減災対策を合わせて進めるため、ポンプ場施設は、全ての施設を重要な施設とし「揚水機能」を優先的に、管渠施設は、重要度、設置条件等が多様であり、面的に膨大な延長を有することから、「重要な幹線等」と「その他の管渠」に区分し、「重要な幹線等」をさらに「特に重要な幹線等」と「その他の重要な幹線等」に区分して優先順位を定め、段階的に耐震対策を実施することとしました。

また、加えて上下水道耐震化計画に基づき、重要施設につながる上下水道管路の一体的な耐震化を進めていくこととしています。

企業債については、過去の実績や将来負担を考慮するとともに、手許の資金確保を最優先に発行額を決定することとしています。

## 3 経営課題

令和3年度から古川雨水幹線整備事業を推進するとともに、各計画に基づく施設等の更新、耐震化の推進などの建設投資を実施していく方針です。これらは、下水道施設の健全度を確保するために必要な投資であり、「投資」と「財源」の均衡を目標とし、今後の事業運営においては、様々な観点から事業の効率的な実施に取り組む必要があります。

また、流域下水道管理費は、収益的支出の中で減価償却費に次いで大きな比重を占めていることから、引き続き大阪府の動向を注視する必要があります。

## 第5章 経営改善に向けた施策

### 第1節 『投資』における取組

#### \* 施設の最適化

##### ◎現状

下水道施設、特に管路については適切な調査、改築を行うことで適正な規模、状態を維持しています。

##### ◎今後の取組

平成30年度に策定した下水道ストックマネジメント実施方針におけるシミュレーションは、現在保有している資産を現状の能力や容量で更新した場合の費用であり、改築時期を迎えた資産ごとに使用状況等を検証し、施設の規模、機能の最適化を目指します。

#### \* 資産の長寿命化・投資平準化

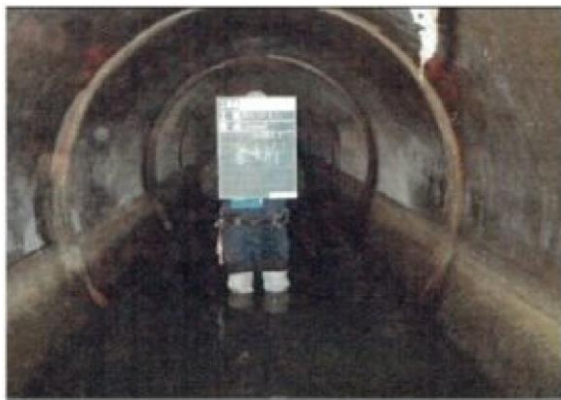
##### ◎現状

下水道ストックマネジメント実施方針の策定過程において、現在保有している資産の健全度や緊急度、改築の効率性等を基に中長期的な改築量、投資額等の試算を行いました。

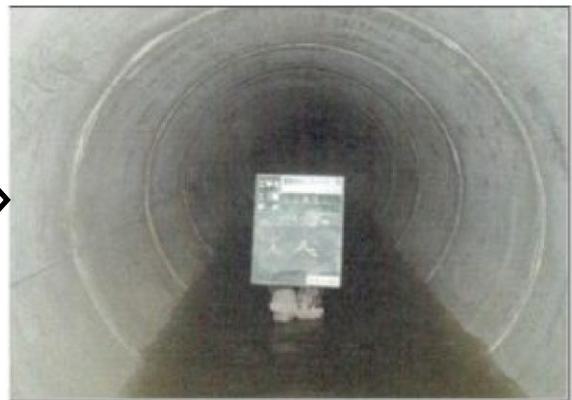
##### ◎今後の取組

単年度の改築投資額限度額を設定した上で、ポンプ場施設については独自に設定した目標耐用年数に基づく改築を、管路については点検・調査結果を基に緊急度Ⅰを生じさせない改築を、それぞれ検討することで長寿命化・投資平準化を図り、効率的な点検・調査手法の導入を目指します。

また、点検・調査の結果を踏まえて修繕・改築計画を定期的に見直すことで、修繕・改築に要する費用の平準化に努めます。



工事前



工事後

長寿命化対策工事で更新された管路

**\* 経費削減****◎現状**

現在、雨水ポンプ場の運転管理、管路の点検・清掃・調査などを委託しており、民間企業のノウハウをいかした効率の良い業務を実施しています。

**◎今後の取組**

民間企業への委託を継続し、経費の削減を図りつつ、技術職員の育成に努める中で技術レベルやサービスの維持向上に努めます。ウォーターP P P導入の検討等、事業運営の更なる効率化、経費の削減の可能性を検討していきます。

降雨時に雨水が污水管渠に流入すると、污水处理に支障をきたす不明水の対策として令和4年度から調査委託に取り組んでおり、今後も取り組んでいきます。

修繕費はストックマネジメント手法の導入により資産を適切に把握し、計画的な改築等を進めることで予防保全による費用削減に努めます。また、動力費は機械設備の更新に当たって高効率動力や低コスト維持管理性能等を要件に製品を選定することで、費用削減に努めます。

**\* 広域化****◎現状**

寝屋川市下水道事業は市単独で終末処理場を保有せず、大阪府の寝屋川北部流域下水道に流下する仕組みであり、広域的な枠組みにおいて下水を処理しています。

また、大阪府下の各市間において、南河内地域における富田林市を中心とした事務の共同化を参考に、事業の連携や共同化の可能な取組の検討を行っています。

## 第2節 『財源』における取組

**\* 企業債借入れの検証**

## ◎現状

建設事業を実施するための財源として企業債を発行し、建設投資を行っています。将来10年間においては、雨水事業、汚水事業ともに国庫補助金を最大限に活用した上で、運転資金確保の観点から、企業債を適切に発行することとしています。

## ◎今後の取組

企業債の償還は、以下のように行います。

- ・資本費平準化債により、世代間の負担の公平を図ります。今後の発行水準については、資金残高を見ながら検討します。

※更新を含む建設事業の大部分は、管路であり、企業債の償還期間が最大40年であることに対して、耐用年数が50年と長く、現世代の負担が過大であることを是正します。

- ・企業債残高は、将来10年間で40%程度の削減を目標とします。

※資産より負債が大きいと、債務超過となります。現時点で債務超過でなく、財務は健全ですが、負債の大部分は企業債残高であるため、企業債残高の削減を進めることで、更なる財務状況の改善を目指します。

**\* 資産の有効活用等**

## ◎現状

余剰資金については毎年の定期預金での運用による利息収入や国庫補助金の活用など、あらゆる財源の確保に努めています。

## ◎今後の取組

今後も継続して資産の有効活用について検討していきます。

**\* 適正な使用料水準の検討**

## ◎現状

平成21年4月に経営基盤の安定を目的に平均20%の値上げとなる使用料改定を実施しました。

## ◎今後の取組（経費回収率向上に向けたロードマップ）

経営戦略計画期間中は、総収支比率及び経費回収率が100%以上となる見込みのため、下水道使用料の改定は予定していませんが、人口減少等を背景に下水道使用料は減少を続ける見込みであり、その状況を注視するとともに、将来的に総収支比率及び経費回収率が目標値を下回ることがあれば、様々な状況を見る中で、将来の施設更新費用の在り方、使用料体系の在り方、近隣市との均衡など多面的な観点から適正な使用料水準の検討を進める必要があります。

## 第6章 投資・財政計画

投資・財政計画シミュレーションを作成するに当たり、以下の条件に基づき算定しました。また、「経営戦略」の改定推進について（令和4年1月25日）では、経営戦略の見直しに当たり投資・財政計画に盛り込む事項として、物価上昇率等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映が挙げられています。

「経済・物価情勢の展望（2024年10月）」によると、「物価の先行きを展望すると、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、2024年度に2%台半ばとなったあと、2025年度および2026年度は、概ね2%程度で推移すると予想される。」とあり、今後も物価の上昇により、費用の増加が見込まれます。

一方で、「海外の経済・物価動向、資源価格の動向、企業の賃金・価格設定行動など、わが国経済・物価を巡る不確実性は引き続き高い。」ともあるため、総務省「経営戦略策定・改定ガイドライン」にも示されているとおり、情勢変化に合わせて経営戦略への的確に反映しました。

シミュレーションの結果、経営戦略の計画期間においては、収支の黒字を確保でき、また総収支比率及び経費回収率も100%以上となる見込みのため、必要な運営資金を確保できる見込みです。

## ◎財政シミュレーション基本条件◎

| 項目    |                 |                       |                                            | 条件内容                                                                   |
|-------|-----------------|-----------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 収益的収支 | 収益的収入           | 営業収益                  | 使用料収入                                      | 使用料収入＝年間有収水量×使用料単価で算出<br>年間有収水量：一般分について行政人口の推移から将来推計<br>使用料単価：実績値を基に設定 |
|       |                 |                       | 受託工事収益                                     | 実績値を基に設定                                                               |
|       |                 |                       | その他営業収益                                    | 実績値を基に設定、雨水処理負担金など                                                     |
|       |                 | 営業外収益                 | 他会計補助金                                     | 総務省基準により、実績値を基に設定                                                      |
|       |                 |                       | その他補助金                                     | 調査費、計画策定費に係る国庫補助金を計上                                                   |
|       |                 |                       | 長期前受金戻入                                    | 既取得資産の予定値と新規取得資産を基に設定                                                  |
|       |                 |                       | その他営業外収益                                   | 実績値を基に設定                                                               |
|       |                 |                       | 収益的支出                                      | 営業費用                                                                   |
|       | 動力費・修繕費・材料費・その他 | 実績値を基に設定              |                                            |                                                                        |
|       | 流域下水道管理負担金      | 寝屋川北部流域下水道中期計画により設定   |                                            |                                                                        |
|       | 減価償却費           | 既取得資産の予定値と新規取得資産を基に設定 |                                            |                                                                        |
|       | 営業外費用           | 支払利息                  |                                            | 既発債分に将来の新規発行分を加算                                                       |
|       |                 | その他営業外費用              |                                            | 実績値を基に設定                                                               |
| 特別利益  |                 |                       |                                            | 条件により変動するため見込まない                                                       |
| 特別損失  |                 |                       | 条件により変動するため見込まない                           |                                                                        |
| 資本的収支 | 資本的収入           | 企業債                   | 事業計画等により設定<br>資本費平準化債は、起債上限値による            |                                                                        |
|       |                 | 他会計出資金                | 総務省基準により、実績値を基に設定                          |                                                                        |
|       |                 | 工事負担金                 | 実績値を基に設定                                   |                                                                        |
|       |                 | 国庫補助金                 | 単独事業であることが明確なものの以外は補助事業                    |                                                                        |
|       | 資本的支出           | 建設改良費                 | ストックマネジメント実施方針及び下水道総合地震対策計画・上下水道耐震化計画により設定 |                                                                        |
|       |                 | 企業債償還金                | 既発債分に将来の新規発行分を加算                           |                                                                        |
| その他   | 物価上昇率           |                       |                                            | 「中長期の経済財政に関する試算（令和6年7月29日経済財政諮問会議提出）：内閣府」の「過去投影ケース」を基に設定               |
|       | 賃金上昇率           |                       |                                            | 組織体制が大きく変わらないこと（現体制を維持）を前提に人事異動による年齢構成の変動等を加味して、賃金上昇率は見込まない            |

◎收益的収支の計画◎

(単位:千円)

| 区分     |             | 年度      | 前々年度<br>(決算) | 前年度<br>(決算) | 令和7年度     | 令和8年度     | 令和9年度     | 令和10年度    | 令和11年度    | 令和12年度    | 令和13年度    | 令和14年度    | 令和15年度    | 令和16年度    |
|--------|-------------|---------|--------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収益     | 1. 営業収益     | (A)     | 4,523,107    | 4,535,334   | 4,674,500 | 4,601,469 | 4,629,536 | 4,676,270 | 4,642,998 | 4,590,159 | 4,536,910 | 4,468,293 | 4,394,430 | 4,358,313 |
|        | (1) 料金収益    | (A)     | 3,039,353    | 3,023,899   | 2,990,041 | 2,967,813 | 2,952,667 | 2,921,801 | 2,898,782 | 2,875,788 | 2,858,797 | 2,826,073 | 2,801,209 | 2,776,358 |
|        | (2) 受託工事収益  | (B)     |              | 0           | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 収益     | (3) その他     |         | 1,483,754    | 1,511,435   | 1,684,459 | 1,633,656 | 1,676,869 | 1,754,469 | 1,744,216 | 1,714,371 | 1,678,113 | 1,642,220 | 1,593,221 | 1,581,955 |
|        | 2. 営業外収益    |         | 984,441      | 1,060,790   | 942,466   | 950,741   | 943,935   | 1,001,273 | 990,506   | 977,197   | 968,532   | 958,154   | 946,516   | 937,867   |
|        | (1) 補助金     |         | 140,582      | 139,632     | 142,707   | 112,200   | 106,350   | 99,943    | 94,940    | 90,298    | 86,999    | 84,495    | 82,960    | 81,489    |
| 収益     | 他会計補助金      |         | 126,482      | 127,232     | 117,507   | 112,200   | 106,350   | 99,943    | 94,940    | 90,298    | 86,999    | 84,495    | 82,960    | 81,489    |
|        | その他補助金      |         | 14,100       | 12,400      | 25,200    | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
|        | (2) 長期前受金戻入 |         | 808,699      | 806,891     | 798,300   | 790,830   | 789,874   | 853,619   | 847,855   | 839,188   | 833,822   | 825,948   | 815,845   | 808,667   |
| 収益     | (3) 受取入     |         | 35,160       | 114,267     | 1,459     | 47,711    | 47,711    | 47,711    | 47,711    | 47,711    | 47,711    | 47,711    | 47,711    | 47,711    |
|        | (C)         |         | 5,507,548    | 5,596,124   | 5,616,966 | 5,552,210 | 5,573,471 | 5,677,543 | 5,633,504 | 5,567,356 | 5,505,442 | 5,426,447 | 5,340,946 | 5,296,180 |
|        | 業費用         |         | 4,678,370    | 4,743,289   | 5,033,775 | 4,777,365 | 4,803,543 | 4,929,929 | 4,928,164 | 4,895,406 | 4,868,867 | 4,834,666 | 4,795,632 | 4,762,361 |
| 収益     | 1. 職員給与     |         | 49,839       | 57,037      | 61,350    | 61,350    | 61,350    | 61,350    | 61,350    | 61,350    | 61,350    | 61,350    | 61,350    | 61,350    |
|        | 基本給         |         | 29,180       | 31,480      | 33,429    | 33,429    | 33,429    | 33,429    | 33,429    | 33,429    | 33,429    | 33,429    | 33,429    | 33,429    |
|        | 退職給付        |         | 3,410        | 3,631       | 3,766     | 3,766     | 3,766     | 3,766     | 3,766     | 3,766     | 3,766     | 3,766     | 3,766     | 3,766     |
| 収益     | その他の        |         | 17,249       | 21,926      | 24,155    | 24,155    | 24,155    | 24,155    | 24,155    | 24,155    | 24,155    | 24,155    | 24,155    | 24,155    |
|        | 費用          |         | 1,607,879    | 1,667,880   | 1,965,906 | 1,727,614 | 1,759,538 | 1,771,584 | 1,798,318 | 1,799,574 | 1,799,734 | 1,800,421 | 1,800,823 | 1,801,229 |
|        | (2) 経動力     |         | 7,367        | 7,839       | 8,994     | 10,261    | 10,292    | 10,323    | 10,354    | 10,385    | 10,416    | 10,447    | 10,478    | 10,510    |
| 支出     | 修繕費         |         | 14,193       | 5,260       | 5,727     | 8,377     | 8,407     | 8,453     | 8,503     | 8,548     | 8,594     | 8,644     | 8,694     | 8,744     |
|        | 材料費         |         | 2,251        | 2,188       | 3,515     | 2,278     | 2,284     | 2,291     | 2,298     | 2,305     | 2,312     | 2,319     | 2,326     | 2,333     |
|        | その他         |         | 1,584,068    | 1,652,593   | 1,947,670 | 1,706,698 | 1,738,560 | 1,750,543 | 1,777,213 | 1,778,406 | 1,778,503 | 1,779,126 | 1,779,465 | 1,779,806 |
| 支出     | (3) 減価償却    |         | 3,020,652    | 3,018,372   | 3,006,519 | 2,988,401 | 2,982,655 | 3,068,995 | 3,068,496 | 3,034,482 | 3,007,783 | 2,972,895 | 2,933,459 | 2,899,782 |
|        | 外費用         |         | 591,682      | 553,701     | 568,253   | 548,264   | 500,335   | 519,718   | 519,718   | 516,627   | 503,427   | 482,621   | 461,915   | 442,446   |
|        | 2. 営業外      |         | 450,705      | 416,275     | 420,452   | 466,250   | 490,230   | 505,621   | 514,790   | 511,230   | 496,744   | 477,428   | 456,397   | 434,232   |
| 支出     | (2) その他     |         | 140,977      | 137,426     | 147,801   | 82,014    | 10,105    | 5,097     | 4,965     | 5,397     | 6,679     | 5,193     | 5,518     | 8,214     |
|        | 計           | (D)     | 5,270,052    | 5,296,990   | 5,602,028 | 5,325,629 | 5,303,878 | 5,440,647 | 5,447,919 | 5,412,033 | 5,372,290 | 5,317,287 | 5,257,547 | 5,204,807 |
|        | 常損益         | (C)-(D) | (E)          | 237,496     | 299,134   | 14,938    | 226,581   | 269,593   | 236,896   | 185,585   | 155,323   | 133,152   | 109,160   | 83,399    |
| 特別損失   | 別利益         | (F)     | 0            | 0           | 5         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
|        | 別損失         | (G)     | 0            | 0           | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
|        | 特別損益        | (F)-(G) | (H)          | 0           | △5        | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 当年度純利益 | (又は純損失)     | (E)+(H) | 237,496      | 299,134     | 14,933    | 226,581   | 269,593   | 236,896   | 185,585   | 155,323   | 133,152   | 109,160   | 83,399    | 91,373    |
|        | 繰越利益剰余金     | (I)     | 998,444      | 1,297,578   | 1,307,511 | 1,558,272 | 1,829,537 | 2,068,104 | 2,255,360 | 2,412,356 | 2,547,178 | 2,658,010 | 2,743,080 | 2,836,124 |
|        | 繰越利益剰余金     | (J)     | 2,867,791    | 2,703,935   | 3,238,410 | 5,163,879 | 4,946,046 | 5,714,895 | 5,981,251 | 6,092,787 | 6,109,621 | 6,207,853 | 6,585,821 | 7,260,876 |
| 流動負債   | うち未収金       |         | 467,111      | 474,398     | 346,555   | 715,565   | 100,035   | 50,463    | 49,158    | 53,433    | 66,123    | 51,408    | 54,630    | 81,315    |
|        | 負債          | (K)     | 6,590,431    | 5,149,224   | 4,905,482 | 5,884,422 | 4,471,619 | 3,900,468 | 3,682,422 | 3,388,664 | 3,094,097 | 2,501,194 | 2,914,357 | 2,690,938 |
|        | うち建設改良費     |         | 4,756,329    | 4,416,386   | 4,297,330 | 4,427,862 | 4,233,464 | 3,693,968 | 3,464,222 | 3,161,959 | 2,860,742 | 2,297,264 | 2,699,477 | 2,340,783 |
| 流動負債   | うち一時借入金     |         | 0            | 0           | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
|        | うち未払金       |         | 1,823,357    | 721,666     | 597,244   | 1,445,477 | 227,070   | 195,426   | 207,036   | 215,586   | 222,246   | 192,816   | 203,760   | 339,030   |
|        | 営業収益－受託工事収益 | (A)-(B) | 4,523,107    | 4,535,334   | 4,674,500 | 4,601,469 | 4,629,536 | 4,676,270 | 4,642,998 | 4,590,159 | 4,536,910 | 4,468,293 | 4,394,430 | 4,358,313 |

(単位:千円)

◎資本的収支の計画◎

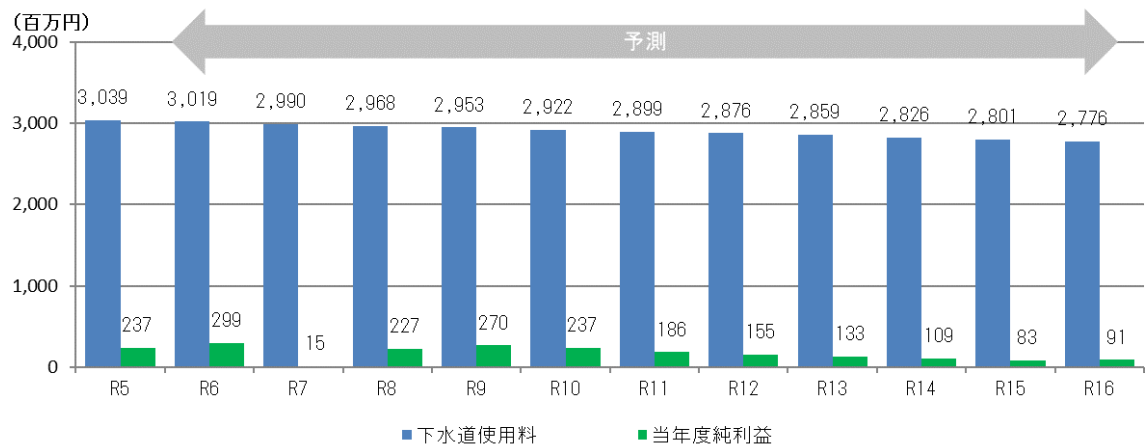
| 区 分      |          | 年 度                      | 前々年度<br>( 決 算 ) | 前年度<br>( 決 算 )<br>〔 見 込 〕 | 令和7年度      | 令和8年度      | 令和9年度      | 令和10年度     | 令和11年度     | 令和12年度     | 令和13年度     | 令和14年度     | 令和15年度     | 令和16年度     |
|----------|----------|--------------------------|-----------------|---------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|          |          |                          |                 |                           |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |
| 資本的収入    | 資本的収入    | 1. 企業                    | 3,109,600       | 4,336,100                 | 3,586,900  | 3,574,620  | 2,912,016  | 2,631,852  | 1,632,400  | 1,379,900  | 1,079,600  | 995,700    | 765,000    | 1,473,300  |
|          |          | うち資本費平準化債                | 1,327,200       | 2,519,600                 | 2,201,200  | 2,026,800  | 2,126,800  | 1,732,000  | 1,180,000  | 922,800    | 629,200    | 561,600    | 322,400    | 910,000    |
|          |          | 2. 他会計出資金                | 509,761         | 521,450                   | 506,171    | 494,725    | 468,196    | 389,725    | 390,981    | 321,815    | 263,302    | 201,159    | 170,328    | 162,586    |
|          |          | 3. 他会計補助金                | 0               | 0                         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
|          |          | 4. 他会計負担金                | 0               | 0                         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
|          |          | 5. 他会計借入金                | 0               | 0                         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
|          |          | 6. 国(都道府県)補助金            | 959,073         | 936,600                   | 786,800    | 902,150    | 111,150    | 56,070     | 54,620     | 59,370     | 73,470     | 57,120     | 60,700     | 90,350     |
|          |          | 7. 固定資産売却代金              | 0               | 0                         | 100        | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
|          |          | 8. 工事負担金                 | 25,407          | 2,115                     | 103,927    | 109,362    | 1,362      | 1,362      | 1,362      | 1,362      | 1,362      | 1,362      | 1,362      | 1,362      |
|          |          | 9. その他                   | 1,000           | 1,000                     | 1,000      | 1,000      | 1,000      | 1,000      | 1,000      | 1,000      | 1,000      | 1,000      | 1,000      | 1,000      |
| 資本的支出    | 資本的支出    | 計                        | 4,604,841       | 5,797,265                 | 4,984,898  | 5,081,857  | 3,493,724  | 3,080,009  | 2,080,363  | 1,763,447  | 1,418,734  | 1,256,341  | 998,390    | 1,728,598  |
|          |          | (A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 | 0               | 0                         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
|          |          | 純計 (A)-(B)               | 4,604,841       | 5,797,265                 | 4,984,898  | 5,081,857  | 3,493,724  | 3,080,009  | 2,080,363  | 1,763,447  | 1,418,734  | 1,256,341  | 998,390    | 1,728,598  |
|          |          | 1. 建設改良費                 | 2,853,756       | 2,910,893                 | 2,337,350  | 2,639,109  | 577,296    | 576,224    | 589,212    | 598,800    | 606,288    | 573,677    | 585,926    | 736,316    |
|          |          | うち職員給与費                  | 48,393          | 46,946                    | 47,466     | 47,466     | 47,466     | 47,466     | 47,466     | 47,466     | 47,466     | 47,466     | 47,466     | 47,466     |
|          |          | 2. 企業債償還金                | 4,693,972       | 4,756,330                 | 4,416,386  | 4,297,330  | 4,427,862  | 4,233,464  | 3,693,968  | 3,464,222  | 3,161,959  | 2,860,742  | 2,297,264  | 2,699,477  |
|          |          | 3. 他会計長期借入返還金            | 0               | 0                         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
|          |          | 4. 他会計への支出金              | 0               | 0                         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
|          |          | 5. その他                   | 1,000           | 1,000                     | 1,000      | 1,000      | 1,000      | 1,000      | 1,000      | 1,000      | 1,000      | 1,000      | 1,000      | 1,000      |
|          |          | 計                        | 7,548,728       | 7,668,223                 | 6,754,736  | 6,937,439  | 5,006,158  | 4,810,688  | 4,284,180  | 4,064,022  | 3,769,247  | 3,435,419  | 2,884,190  | 3,436,793  |
| 資本的収入不足額 | 資本的収入不足額 | (E)                      | 2,943,887       | 1,870,958                 | 1,769,838  | 1,855,582  | 1,512,434  | 1,730,679  | 2,203,817  | 2,300,575  | 2,350,513  | 2,179,078  | 1,885,800  | 1,708,195  |
|          |          | (D)-(C)                  | 1,699,602       | 1,699,602                 | 1,642,617  | 1,620,006  | 1,464,295  | 1,682,637  | 2,154,595  | 2,250,481  | 2,299,739  | 2,131,268  | 1,836,877  | 1,645,599  |
|          |          | 1. 損益勘定留保資金              | 2,378,344       | 1,699,602                 | 1,642,617  | 1,620,006  | 1,464,295  | 1,682,637  | 2,154,595  | 2,250,481  | 2,299,739  | 2,131,268  | 1,836,877  | 1,645,599  |
|          |          | 2. 利益剰余金処分額              | 0               | 0                         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
|          |          | 3. 繰越工事資金                | 0               | 0                         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
|          |          | 4. その他                   | 565,543         | 171,356                   | 127,221    | 235,576    | 48,139     | 48,042     | 49,222     | 50,094     | 50,774     | 47,810     | 48,923     | 62,596     |
|          |          | 計                        | 2,943,887       | 1,870,958                 | 1,769,838  | 1,855,582  | 1,512,434  | 1,730,679  | 2,203,817  | 2,300,575  | 2,350,513  | 2,179,078  | 1,885,800  | 1,708,195  |
|          |          | (E)-(F)                  | 0               | 0                         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
|          |          | 補填財源不足額                  | 0               | 0                         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
|          |          | 他会計借入金残高                 | 0               | 0                         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 企業債      | 企業債      | 借入金                      | 39,781,899      | 39,402,470                | 38,572,984 | 37,850,373 | 36,334,527 | 34,732,915 | 32,671,347 | 30,587,025 | 28,504,666 | 26,639,624 | 25,107,360 | 23,881,183 |
|          |          | 高(H)                     |                 |                           |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |
|          |          | 高(G)                     |                 |                           |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |
|          |          | 高(F)                     |                 |                           |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |
|          |          | 高(E)                     |                 |                           |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |
|          |          | 高(D)                     |                 |                           |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |
|          |          | 高(C)                     |                 |                           |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |
|          |          | 高(B)                     |                 |                           |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |
|          |          | 高(A)                     |                 |                           |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |
|          |          | 高                        |                 |                           |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |

(単位:千円)

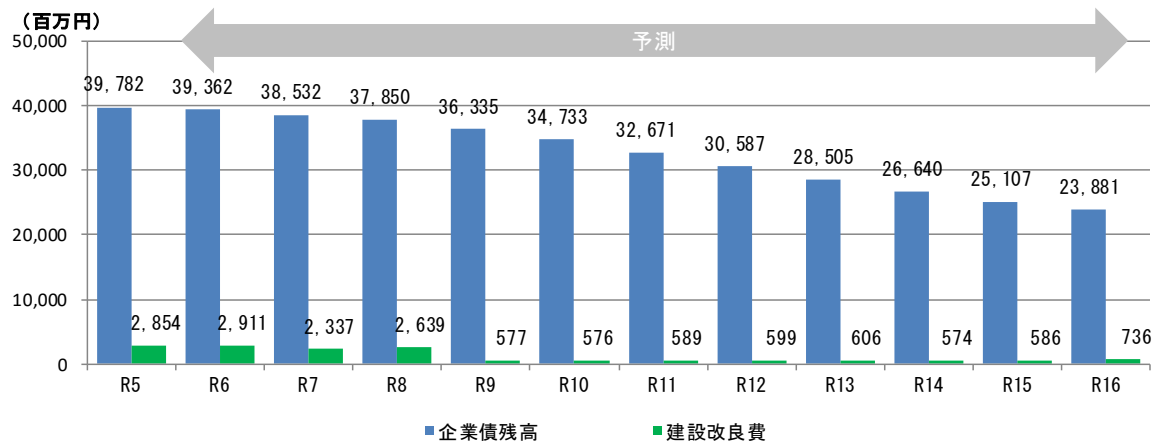
○他会計繰入金

| 区 分      | 年 度      | 前々年度<br>(決算) | 前年度<br>(決算) | 令和7年度     | 令和8年度     | 令和9年度     | 令和10年度    | 令和11年度    | 令和12年度    | 令和13年度    | 令和14年度    | 令和15年度    | 令和16年度    |
|----------|----------|--------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|          |          |              |             |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 収益的収支    | うち基準内繰入金 | 1,609,519    | 1,638,123   | 1,801,385 | 1,745,295 | 1,782,658 | 1,853,851 | 1,838,595 | 1,804,108 | 1,764,551 | 1,726,154 | 1,675,620 | 1,662,883 |
|          | うち基準外繰入金 | 0            | 0           | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
|          | 資本的収支    | 509,761      | 521,450     | 506,171   | 494,725   | 488,196   | 389,725   | 390,981   | 321,815   | 263,302   | 201,159   | 170,328   | 162,586   |
| 資本的収入不足額 | うち基準内繰入金 | 509,761      | 521,450     | 506,171   | 494,725   | 488,196   | 389,725   | 390,981   | 321,815   | 263,302   | 201,159   | 170,328   | 162,586   |
|          | うち基準外繰入金 | 0            | 0           | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
|          | 合計       | 2,119,280    | 2,159,573   | 2,307,556 | 2,240,020 | 2,250,854 | 2,243,576 | 2,229,576 | 2,125,923 | 2,027,853 | 1,927,313 | 1,845,948 | 1,825,469 |

下水道使用料と当年度純利益



企業債残高と建設改良費



## 第7章 経営戦略の事後検証、更新

### 第1節 事後検証、更新手法

寝屋川市下水道事業経営戦略で定める将来に向けた実現方策は、第4章や第5章で定めた財政計画に基づき実践します。

方策の実効性を向上させるため、以下で示すPDCAサイクルを導入し、毎年度進捗状況を確認・把握していきます。さらに、5年間に1度の計画内容見直しを実施し、将来に向けた取組を推進していきます。

#### ◎PDCAサイクル◎



## 第2節 指標・目標

本経営戦略では、PDCAサイクルにおける事業計画の検証として、以下の目標値を設定します。

## ◎事後検証指標及び目標値◎

| 指標                                | 令和5年度<br>(実績)                                             | 令和11年度<br>(目標) | 令和16年度<br>(目標) |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------|----------------|----------------|
| 経費回収率(%)                          | 101.89                                                    | 100%以上         | 100%以上         |
|                                   | 施設能力の適正化により、維持管理費用などの削減を目指します。                            |                |                |
| 経常収支比率(%)                         | 104.51                                                    | 100%以上         | 100%以上         |
|                                   | 民間企業委託を継続し、職員の技術レベルやサービス向上に努めつつ、事業運営の更なる効率化、人件費の削減を目指します。 |                |                |
| 累積欠損金<br>比率(%)                    | 0.0                                                       | 0.0            | 0.0            |
|                                   | 健全な事業運営を継続していくために、独立採算制での欠損金発生防止に努めます。                    |                |                |
| 企業債残高対<br>事業規模比率<br>(%)           | 813.31                                                    | 750%以下         | 700%以下         |
|                                   | 中長期的に固定資産の更新投資を抑制していくことで、適正な資産量と借入規模を目指します。               |                |                |
| 企業債償還元金対<br>減価償却費比率<br>(%)        | 128.26                                                    | 100%以下         | 100%以下         |
|                                   | 企業債借入の増加は将来的に財政を圧迫するため、投資とのバランスを調整していきます。                 |                |                |
| 処理区域内<br>人口1人当たり<br>企業債残高<br>(千円) | 177.16                                                    | 160%以下         | 150%以下         |
|                                   | 多額な建設投資に備え計画的な資金積立を実施していくとともに、短期債務に対する支払能力は高水準維持に努めます。    |                |                |

## 第8章 用語集

## ◎ あ行 ◎

## ■ 一般会計繰入金

地方公営企業法の「経費負担の原則」に基づき、下水道使用料を充てることが適当でない経費等について、一般会計から下水道事業会計に繰り入れるもの。

## ■ 雨水

降水のうち、蒸発したり、土にしみこんだもの以外で、宅地や道路から排除される必要があるものの。

## ■ 雨水処理負担金

雨水公費・汚水私費の原則に基づき、自然現象である雨水の処理に要する費用で、一般会計で負担することが認められているもの。

## ■ ウォーターPPP

水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式のこと。

## ■ 汚水

水洗トイレからのし尿や生活排水、工場や事業所から排出される工場排水などの生活または生産活動などの事業に起因した排水のこと。

## ■ 汚水処理原価

有収水量1 m<sup>3</sup>当たりについて、どれだけ費用がかかっているかを表すもので、次式により算出する。

汚水処理原価＝ 汚水処理費 / 年間総有収水量（円/m<sup>3</sup>）

## ◎ か行 ◎

## ■ 企業債

地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。

## ■ 企業債残高

企業債の元金で、償還が終わっていない分のこと。地方債残高ともいう。

## ■ 下水管

雨水管、污水管、合流管の3種類がある。

雨水管：雨水だけを、川か海まで流す管渠。

污水管：污水だけを、処理場まで流す管渠。

合流管：污水と雨水の両方を、処理場まで流す管渠。

## ■ 減価償却費

固定資産の減価を費用として、その利用各年度に合理的かつ計画的に負担させる会計上の処理または手続を減価償却といい、この処理又は手続によって、特定の年度の費用とされた固定資産の減価額のこと。

## ■ 広域化

経営基盤や技術基盤の強化という観点から、現在の市町村ごとの運営を地域の実情に応じて、他事業体との事業統合や共同経営だけでなく、管理の一体化等による形態をとること。

## ■ 公営企業

地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業のこと。

## ■ 公共下水道

市町村が管理する下水道で、水洗トイレからのし尿や、炊事、洗濯、風呂などの生活排水を、下水管を通して処理場に運び、きれいな水に再生する施設のこと。寝屋川市の場合、処理場は大阪府の流域下水道の施設となっている。

## ■ 更新需要

資産が法定耐用年数または更新基準に達することによる更新に必要な投資額のこと。

## ■ 固定資産

長期間（1年以上）にわたって利用又は所有する資産のこと。土地、建物などの有形固定資産と電話加入権など物理的な形態を持たない無形固定資産に区分される。

## ■ 固定負債

負債はその返済までの期間の長短によって固定負債と流動負債に分けられ、固定負債は事業の通常取引において支払期限が1年以内に到来しない長期債務のこと。

## ◎ さ行 ◎

### ■ 支払利息

企業債の発行により支払が必要となる利息のこと。

### ■ 資本費平準化債

財源の一部か全部が企業債である下水道管渠・施設で、耐用年数が企業債の償還年数を上回る場合に発行できる企業債のこと。発行上限は次式により算出する。

発行上限＝建設に係る企業債の元金償還額（資本費平準化債を含む）－（減価償却費用－長期前受金戻入）

### ■ 受益者負担金

公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、下水道整備により利益を受ける土地の所有者等に建設財源の一部負担を求めるもの。

### ■ 使用料単価

有収水量 1 m<sup>3</sup>当たりの使用料収入であり、使用料の水準を示す。

### ■ 処理場

下水道の汚水を集めて浄化し、河川や海へ放流するための施設のこと。下水処理場ともいう。寝屋川市の場合、処理場は大阪府の流域下水道の施設となっている。

### ■ スtockマネジメント

これまでに整備された下水道施設（ストック）を将来にわたって維持管理・保全・運用（マネジメント）していくための計画のこと。これにより、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減することが可能になる。

## ◎ た行 ◎

### ■ 長期前受金戻入

施設の建設改良事業などに対し交付される補助金、一般会計からの繰入金について、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化すること。

### ■ 長寿命化

施設の一部の再建設あるいは取替えを行うことで、耐用年数を延ばすこと。

## ◎ は行 ◎

## ■ PDCAサイクル

計画・目標（PLAN）を明らかにした上で、施策・事務事業を実施（DO）し、設定した目標が達成されたかどうかを評価（CHECK）することで、課題・問題点を抽出するとともに、その解決策を考え、施策・事務事業の改善（ACTION）につなげ、次の計画に反映していくという経営（マネジメント）サイクルのこと。

## ■ 普及率

総人口のうち公共下水道の利用が可能である人口の比率のこと。人口普及率ともいう。

## ■ 不明水

分流式下水道において汚水系統に流入する下水のうちで、地下水、直接浸入水などからなるものをいう。

## ■ 法定耐用年数

固定資産が、その本来の用途に使用できると見られる推定の年数のこと。固定資産の減価償却を行うための基本的な計算要素として、取得原価、残存価格とともに必要となる。

## ■ ポンプ場

汚水あるいは雨水をポンプにより送り出す施設のこと。高低差により加圧が必要な場合に使用される。

## ◎ や行 ◎

## ■ 有収水量

下水道使用料の徴収対象となる水量のこと。

## ◎ ら行 ◎

## ■ ライフサイクルコスト

施設や管路の建設費用だけでなく、企画・設計・運用・維持管理・修繕・廃棄までの各段階でかかる経費を合計したもの。これらのコストを把握・評価することでライフサイクルコストを縮減することが可能になる。

## ■ 流域下水道

都道府県が建設・管理する下水道で、2以上の市町村からの下水を下水管を通して処理場に運び、きれいな水に再生する施設のこと。

## ■ 流域下水道管理費

流域下水道の維持管理に必要な費用で、市町村から流域下水道を管理する都道府県に支払うもの。

## ■ 流動資産

原則として1年以内に現金化される債権、貯蔵品などをいい、絶えず流動的に出入りする資産であることからこの名称がある。現金預金等の当座資産、貯蔵品等のたな卸し資産、前払費用等のその他流動資産に区分される。

## ■ 流動負債

負債はその返済までの期間の長短によって流動負債と固定負債に分けられ、流動負債は事業の通常取引において1年以内に償還しなければならない短期債務のこと。一時借入金、未払金、未払費用、前受金及びその他流動負債に区分される。



## 寝屋川市下水道事業経営戦略

---

(令和 7 年度～令和 16 年度)

寝屋川市上下水道局経営総務課

住 所 〒572-0832 大阪府寝屋川市本町 15 番 1 号

電 話 072-825-2247

F A X 072-824-3090